

兵庫県公報

令和6年3月21日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事課）	1
県議会規則	
○ 兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則	2
県議会告示	
○ 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

- ◎議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）
本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額措置を講ずることとした。
- ◎兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第31号）
地方自治法及び全国都道府県議会議長会が定める標準委員会条例の一部改正に伴い、委員会に公開原則を導入するとともに、オンライン委員会出席事由（育児、介護等）の拡充、各種手続に係るオンラインによる方法を可能とするなど、柔軟な委員会運営等を図るため、所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則（議会規則第1号）
本会議における傍聴の機会の確保を図るため、所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（議会告示第1号）
地方自治法及び全国都道府県議会議長会が定める標準会議規則の一部改正に伴い、兵庫県議会（以下「議会」という。）に係る手続についてオンラインによる方法を可能とするほか、柔軟な議事運営等を図るため、議会の手続に係る規定等について所要の整備を行うこととした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第30号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県条例第31号

**兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例**

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「場所」の右に「（次条第3項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第19条第2項において同じ。）」を加える。

第10条の2第1項中「発生等の」を「発生、育児、介護その他のやむを得ない」に改め、「及び第16条」を削る。

第15条を次のように改める。

（委員会の公開の原則）

第15条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第18条に次の2項を加える。

4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

5 委員会の傍聴に関し、必要な事項は議長が定める。

第20条中「文書で」を「文書又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法（第24条において「電子情報処理組織を使用する方法」をいう。）により、」に改める。

第24条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により、」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

**県 議 会 規 則**

兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

兵庫県議会議長 内 藤 兵 衛

**兵庫県議会規則第1号**

**兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則**

兵庫県議会傍聴規則（昭和38年兵庫県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10人」を「70人」に改める。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する記入について、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその交付の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合は、同項中「当日受付で先着順に傍聴券交付台帳に所定の事項を記入」とあるのは、「傍聴を希望する日の前日までに議長が定める方法により申込みを」とする。

第13条第4号中「外とう」を「コート」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**県 議 会 告 示**

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

兵庫県議会議長 内 藤 兵 衛

**兵庫県議会告示第1号**

**兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則**

兵庫県議会会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員10人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。  
第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。  
第11条中「文書」の右に「若しくは電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法」を加える。  
第15条第1項中「連署」を「署名又は記名」に改める。  
第17条中「連署」を「署名又は記名」に改める。  
第32条に次の1項を加える。
- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知は、文書又は電子情報処理組織を使用する方法により、行う。  
第65条中「場所」の右に「（法第109条第9項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨）」を加える。  
第89条第1項中「文書」の右に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加え、「または記名押印」を「又は記名」に改め、同条第2項中「押印」を削除する。  
第89条の2第2項中「文書により」を「文書又は電子情報処理組織を使用する方法により、」に改める。  
第90条第3項中「連署」を「署名又は記名」に改める。  
第97条中「文書で」を「文書又は電子情報処理組織を使用する方法により、」に改める。  
第101条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により、」に改める。  
第102条第2項中「文書」を「文書等」に改める。  
第109条中「議員に」の右に「文書又は電子情報処理組織を使用する方法により、」を加える。  
第111条中「外とう、つえ」を「コート」に、「議長の許可を得たとき」を「、会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。  
第117条中「をもって」を「又は電子情報処理組織を使用する方法により、」に改め、「連署」を「署名又は記名」に改める。  
第127条中「印刷し、」を削る。  
第133条中「連署」を「署名又は記名」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。